

入札説明書

地震・津波県民意識調査委託業務に係る入札公告に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
地震・津波県民意識調査委託業務
- (2) 委託業務の概要
別紙1 仕様書のとおり

2 担当部署

郵便番号 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県危機管理部南海トラフ地震対策課

電話番号 088-823-9798

F A X 088-823-9253

メールアドレス 010201@ken.pref.kochi.lg.jp

3 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 公告の日から開札の日までの間に、本県から高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (5) 専門統計調査士、専門社会調査士またはそれに類する統計関連の資格、あるいはこれら資格者と同等以上の知識・経験を有する者が社内におり、その者によって集計及び分析結果のチェックを受ける体制を有する者であること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を、令和6年5月14日（火）

午後5時までに、2の担当部署まで提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、入札者は県から当該書類に関し説明を求められた場合はそれに応じなければならない。

なお、提出された書類について確認を行い、不備が認められたときは受け付けをしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。

また、内容に不備な点や不明な個所があつて、県から補正又は説明を求められた場合、令和6年5月20日（月）までにその補正又は説明ができなかったときは、入札に参加できないものとする。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

掲載している様式に必要な事項を記入のうえ押印又は署名すること。

(2) 次のア又はイのいずれかの書類

ア 専門統計調査士、専門社会調査士またはそれに類する統計関連の資格証明書の写し

イ 適合証明書（様式第2号）

専門統計調査士、専門社会調査士またはそれに類する統計関連の資格者等と同等以上の知識・経験を有していることを証明すること。

(3) 補足資料

上記提出資料のほか、県が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

5 入札参加資格の確認結果の通知

入札参加資格の確認は、4の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和6年5月20日（月）までに申請者に対して電話、FAX又は電子メールにて通知する。

6 別紙1仕様書に対する質問

別紙1仕様書の内容に質問がある場合、別紙2質問書を2の担当部署に提出すること。

なお、質問書の提出方法は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、FAX又は電子メール（FAX及び電子メールの場合は質問書の受領を確認すること。）に限ることとし、提出期限は、令和6年5月8日（水）とする（郵送の場合は必着。）。

また、質問書に対する回答は、令和6年5月10日（金）までに高知県危機管理部南海トラフ地震対策課のホームページ (<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/>) に掲載する。

7 入札及び開札等

(1) 入札及び開札日時

令和6年5月21日（火） 午前11時30分

(2) 入札場所及び開札場所

高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県庁本庁舎地下第3会議室

(3) 入札書の記載内容等（別紙3入札書・委任状様式（記載例含む。）参照）

ア 入札書には次に掲げる事項を記載すること。

(ア) 入札書提出年月日

(イ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名含む。以下同じ）。ただし、入札書の押印を省略する場合は、会社印及び代表者印の押印は不要とする。

(ウ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その所在地、名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の住所、氏名及び押印。ただし、入札書の押印を省略する場合は、代理人の押印は不要とする。

なお、代理人が入札する場合は、入札書を投かんする際にあらかじめ委任状を提出しなければならない。

(エ) 入札金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

(オ) 入札件名

(4) 入札書の提出方法

入札書は持参により提出することとし、上記(1)及び(2)の日時・場所において、所定の入札箱に投かんしなければならない。

また、押印を省略した入札書を提出するときは、本人確認を受けた後、入札箱に投かんしなければならない。

なお、本人確認は顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等が該当。顔写真付きの名刺は不可。）を用いて行うため、押印を省略した入札書を提出する入札参加者は、当該身分証明書を入札会場に持参すること。

(5) 入札書の訂正方法

入札書の記載事項について訂正又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、押印を省略した入札書については、訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

(6) その他入札に関する事項

別紙4 一般競争入札心得による。

7 契約書の作成

要

8 契約条項

別紙5 契約書（案）のとおり

9 契約の締結

落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

10 その他

- (1) 入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- (2) 入札等に関して当該説明書に記載のない事項に関しては、高知県契約規則、高知県会計規則等の定めによる。